

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

銀行法施行規則

目次

第一章	総則（第一条・第十一条）
第二章	業務（第十二条・第十七条）
第三章	子会社等（第十七条の二・第十七条の七の二）
第四章	経理（第十七条の八・第二十一条）
第五章	監督（第二十一条の二・第二十一条の三）
第六章	合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第二十二条・第二十四条）
第七章	廃業及び解散（第二十五条・第二十七条）
第八章	外国銀行支店（第二十八条・第三十四条）
第九章	銀行持株会社
第一節	通則（第三十四条の二・第三十四条の六）
第二節	業務及び子会社等（第三十四条の七・第三十四条の十四の二）
第三節	経理（第三十四条の十五・第三十四条の十七）
第四節	監督（第三十四条の十八・第三十四条の十九）
第五節	合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け（第三十四条の二十・第三十四条の二十一）

第十章 雑則（第三十五条・第四十条）
附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この命令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「発行済株式の総数等」、「株式等」、「子会社」、「持株会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、発行済株式の総数等、株式等、子会社、持株会社又は銀行持株会社をいう。

（会社が所有する株式等に含めない株式等）

第一条の二 法第二条第九項（法第十六条の三第八項、法第五十二条の八第八項、法第五十三条第二項、第十七条の二第七項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の二第六項、第三十四条の八第七項、第三十四条の十一第五項、第三十四条の十三第三項、第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十一第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社が所有する株式等に含まないものとされる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）が業務として所有する株式等及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法

（営業の免許の申請等）

第一条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款
- 三 会社登記簿の謄本
- 四 創立総会の議事録
- 五 営業開始後三営業年度における収支の見込みを記載した書類
- 六 取締役及び監査役の履歴書
- 七 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類
- 八 営業所の位置を記載した書類
- 九 最近の日計表
- 十 その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四

律第九十号) 第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)とする。

2 | 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号) 第二十二條の規定により当該会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

(営業の免許の申請等)

第一条の三 法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該株式会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号) 第四号を除く。) に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を免許申請書に添付しなければならない。

一 株主総会の議事録

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書類

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

3 | 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)(の資本の額が銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。)(第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 営業開始後三営業年度を経過するまでの間に申請者の一の営業年度における当期利益が見込まれること。

三 申請者の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。

四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役若しくは監査役又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

-
- ハ 創立総会の議事録
 - 二 営業開始後三営業年度における収支及び自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類
 - ホ 取締役及び監査役の履歴書
 - ヘ 株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその持株数を記載した書類
 - ト 営業所の位置を記載した書類
 - チ 最近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができ書類
 - リ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 三 当該株式会社が子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等又は法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類
 - ハ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - 二 当該子会社等の役員の役職名及び氏名を記載した書類
-

ホ 当該株式会社の営業開始後三営業年度における当該株式会社及び

その子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。

第三項第三号において同じ。）の収支及び連結自己資本の充実の状況等の見込みを記載した書類

四 前各号に掲げるもののほか法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行以外の株式会社が従前の目的を変更して銀行業を営むため法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第二号八に掲げる書類を除く。）のほか、次に掲げる書類を免許申請書に添付しなければならない。

一 株主総会の議事録

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書類

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本の額が銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第三条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

二 営業開始後三営業年度を経過する日までの間に申請者の一の営業年

一・二二（略）

度における当期利益が見込まれること。

三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。

四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役若しくは監査役又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をすることができるできない国に主たる営業所を設けている二以上の者(そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。))の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。()により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

(営業所の設置等の認可の申請等)

三 申請者の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。

四 (略)

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をすることができるできない国に主たる営業所を設けている二以上の者(そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額(以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。))の百分の五を超える数又は額の株式又は持分(以下この条、第三十条及び第三十三条において「株式等」という。))を保有しているものに限る。()により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

(営業所の設置等の認可の申請等)

第九条 (略)

2 金融監督庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第九条の三第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 五 (略)

3・4 (略)

(代理店の設置等の認可の申請等)

第九条の三 (略)

2 (略)

一 当該代理店の設置が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 (略)

第九条 (略)

2 金融監督庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 五 (略)

3・4 (略)

(代理店の設置等の認可の申請等)

第九条の三 (略)

2 (略)

一 当該代理店の設置が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が第二十一条の二第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 (略)

三 当該代理店の営業所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、当該代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。

四 当該代理店の名称中に代理業務を委任する銀行の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその営業所の店頭に掲示すること。

五・六 (略)

七 代理店になるつとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ (略)

ロ 代理業務を委任する銀行が発行済株式の総数等に相当する数又は額の株式等を所有する法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であること。

八 (略)

八〇十 (略)

三 (略)

第二章 業務

(金銭債権の証書の範囲)

第十二条 法第十条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める

三 当該代理店において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

四 当該代理店の名称中に代理業務を委任する銀行の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

五・六 (略)

七 代理店になるつとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ (略)

ロ 代理業務を委任する銀行が発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数若しくは出資の総額に相当する株式(議決権のあるものに限る。)(若しくは持分を所有する法人、又は当該銀行を子会社(法第五十二条の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この号において同じ。))とする銀行持株会社(法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。))の子会社であること。

八 (略)

八〇十 (略)

三 (略)

(金銭債権の証書の範囲)

第十二条 法第十条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める

証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十三条の五第一項第一号及び第十七条の十第一号において同じ。）の預金証書

二 四（略）

四の二 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

五 七（略）

八 法第十条第二項第十四号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証券

（業務の代理）

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

二 六（略）

証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。

- 一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第十七条の十一において同じ。）の預金証書

二 四（略）

五 七（略）

（業務の代理）

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理で総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

二 六（略）

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るス

ワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）

五 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

六 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

2 法第十条第二項第十五号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託の媒介又は代理とする。

（預金者等に対する情報の提供）

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の金利の店頭での揭示

- 二 営業所内への手数料（無人の営業所にあつては、当該無人の営業所で取り扱う預金等に係る手数料）の一覧表の掲示又は備置き
- 三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書類を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付
 - イ 名称（通称を含む。）
 - ロ 受入れの対象となる者の範囲
 - ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
 - ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
 - ホ 払戻しの方法
 - ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
 - ト 手数料
 - チ 付加することのできる特約に関する事項
 - リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 又 その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
- 五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明
- イ 金融先物取引等
- ロ 法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引

八 先物外国為替取引

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十四項から第十六項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）
六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

（債券の権利者に対する情報の提供）

第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第十七条の二第一項の規定に基づき債券（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）（附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券を含む。）を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第十条第二項第五号に規定する金銭債権(国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除く。)

二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2 銀行は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3 銀行は、その営業所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号まで

に掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

4 銀行は、法第十二条の規定に基づき元本の補てんの契約をしていない金銭信託を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、元本の補てんの契約をしていないことを顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区別するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

らない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号(法第十七条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行)以下「特定取引勘定設置銀行」という。()にあつては別紙様式第三号の二、法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店(以下「外国銀行支店」という。()にあつては別紙様式第四号(第三十五条第一項第二十三号)に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店(以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。()にあつては別紙様式第四号の二)()中の貸借対照表(以下この条において「貸借対照表」という。()の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第四条第四項第二号に規定する債務の保証として総理府令・大蔵省令で定めるものは、貸借対照表の支払承諾見返勘定に計上されるものとする。

3 令第四条第四項第三号に規定する出資として総理府令・大蔵省令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。()として計上されるものとする。

4 令第四条第四項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるものうち、そ

(同一人に対する信用の供与)

第十四条 令第四条第一項に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号(法第十七条の二第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行)以下「特定取引勘定設置銀行」という。()にあつては別紙様式第三号の二、法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店(以下「外国銀行支店」という。()にあつては別紙様式第四号(第三十五条第一項第二十号)に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店(以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。()にあつては別紙様式第四号の二)()中の貸借対照表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 前項の規定は、令第四条第五項に規定する貸出金として総理府令・大蔵省令で定めるものについて準用する。

3 令第四条第一項に規定する貸出金の区分に属する信用の供与の額は、法第十三条第五項の規定に基づき、同一人に対する第一項に規定する貸出金(以下この項において「貸出金」という。()の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該銀行に対する預金又は定期積金等(法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。第二十一条の二第一項及び第二十六条において同じ。()の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

の発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、前号に掲げる社債の保有に該当するもの以外のもの

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形（次号において「約束手形」という。）として計上されるもの

四 貸借対照表の特定取引勘定に約束手形として計上されるもの

五 デリバティブ取引に係る信用の供与として金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準に従い算出されるもの

二 国債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する輸出代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

四 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

4 前項の規定は、令第四条第五項に規定する貸出金の区分に属する信用の供与の額について準用する。

5 令第四条第四項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

6 銀行は、法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。)(の額(第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)(は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金又は定期積金等に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

ハ 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)(第十四条第二項に規定する輸交代金保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち

7 銀行は、法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該銀行及び当該銀行に係る子銀行(同条第二項前段に規定する子銀行をいう。次項において同じ。)(の同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に前項各号(令第四条第六項第二号に掲げるやむを得ない理由がある場合にあつては、第二号を除く。)(に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

8 法第十三条第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める額は、当該銀行が所有する当該銀行に係る子銀行の株式の取得価額の総額とする。

(銀行の特定関係者)

第十四条の二 令第四条の二第一項第五号りに規定する大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び第三十条の二において同じ。)(の総数の百分の五十を超える数の株式(議決権のあるものに限る。以下この条及び第三十条の二において同じ。)(を所有する者(令第四条の二第一項第五号イ及びロに掲げる者を除く。)(により発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を所有される証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(第二条第九項に規定する証券会社(以下「証券会社」という。)(

二 当該銀行(信託業務を営むものに限る。)(の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を所有する銀行により発行済株式の総数又は出資の総額(第三十条の二において「発行済株式等」という。)(の

当該担保の額又は同法第四十七条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る本邦通貨による貸付金（当該貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業信用保険公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額

イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額

ロ 銀行その他の金融機関が支払人となつている手形の引受け又は裏書きの額

ハ 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ニ 輸入取引に伴つてされる保証又は手形の引受けの額

ホ 貿易保険法第四十七条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額

イ 当該銀行に対する預金又は定期積金等に係る債権を担保とするも

百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下この条及び第三十条の二において「株式等」という。）を所有される外国銀行に係る外国銀行支店

2 法第十六条の二第二項の規定は、前項各号に規定する者が所有し、又は所有される株式又は株式等について準用する。

ののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

四 前各号に掲げる額に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額

2 法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十四条の二第

一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

3 銀行は、何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の三 令第四条第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、次に掲げる事業とする。

一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第一号に規定する一般電気事業

二 金融の円滑を図ることを目的に金融機関の健全かつ適切な運営に資するため、金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社が行う金融機関からの債権買取事業

2 令第四条第七項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該銀行が預金保険法第六十一条第一項の認定又は同法第六十二条第一項のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等を行うこと。

(新設)

二 当該銀行の資本の減少により一時的に自己資本の額が減少すること
(増資等により信用供与等限度額を超えることとなる状態が速やかに
解消される場合に限る。)

三 その他前二号に準ずるものとして金融監督庁長官が適当と認めるこ
と。

3 銀行は、法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用
の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承
認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金
融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類

三 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

(当該銀行と特殊の関係のある者)

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と総理府令・大
蔵省令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等(令第四条
の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この章において同じ。)及
び関連法人等(令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下
この章において同じ。)とする。

(法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の五 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行及び当該子会社
等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供

(新設)

(新設)

与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該銀行について第十四条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該銀行の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十四条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

3 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該銀行又は他の子会社等が保証している額その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額をいう。

4 法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

5 銀行は、何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条第二項前段の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十四条の六 第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十項第五号（令第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する総

理府令・大蔵省令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは、「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 銀行は、法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 令第四条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している

(新設)

法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することと同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総

額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号口から本までに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2

令第四条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産の宣告、整理開始の命令又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の

計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占

めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律）平成十年法律第五号）第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以

下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第十四条の八 法第十三条の二ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該銀行が当該銀行の取引の通常 conditions に照らして当該銀行に不利益を与える取引を、当該銀行の特定関係者（法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下この条から第十四条の十一までにおいて同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関）（預金保険法第一条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引を行わなければならないこと。

二 当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該銀行が当該外国銀行との間で当該

（新設）

銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引と同様の条件の取引を行わなければ当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三 当該銀行が、当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引を経営の状況の悪化した当該銀行の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該銀行がその特定関係者との間で当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与える取引を行うことについて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の三 同上

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて公益上必要があるかどうかを審査するものとする。

(特定関係者との間の取引等)

第十四条の十 法第十三条の二第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引をいう。

(特定関係者の顧客との間の取引等)

第十四条の十一 法第十三条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該銀行が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該銀行に不利な条件で行われる取引(当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。)

二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の場合に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条の二の規定による

(特定関係者との間の取引等)

第十四条の四 法第十三条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の場合に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

二 何らの名義によつてするかを問わず、法第十三条の二の規定による

禁止を免れる取引又は行為

(銀行の子会社等)

第十四条の十二 法第十四条の二第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該銀行の子法人等
- 二 当該銀行の関連法人等

(休日の承認の申請等)

第十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該申請に係る営業所(代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。)の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 (略)

3・4 (略)

(営業時間)

第十六条 銀行(代理店の営業所を含む。)の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 銀行は、その営業所(代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。)の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する営業

禁止を免れる取引又は行為

(休日の承認の申請等)

第十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該申請に係る営業所(代理店を含む。以下この条において同じ。)の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 (略)

3・4 (略)

(営業時間)

第十六条 銀行(代理店を含む。)の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 銀行は、その営業所(代理店を含む。以下この条において同じ。)の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する営業時間と異

時間と異なる営業時間とする必要がある場合（前項に該当する場合を除く。）には、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

4・5（略）

（臨時休業の届出等）

第十七条（略）

2（略）

一（略）

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が三営業日以上にわたる場合を除く。）

三 銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が二営業日以上にわたる場合を除く。）

四 外国に所在する銀行又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

3 法第十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める営業所は、銀行又はその代理店の無人の営業所及び前項第二号に該当する営業所並びに外国に所在する営業所とする。

なる営業時間とする必要がある場合（前項に該当する場合を除く。）には、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

4・5（略）

（臨時休業の届出等）

第十七条（略）

2（略）

一（略）

二 法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む営業所又は代理店において、当該休日における現金自動支払機その他の金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が三営業日以上にわたる場合を除く。）

三 無人の営業所又は代理店においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が二営業日以上にわたる場合を除く。）

四 外国に所在する営業所又は代理店においてその業務の全部又は一部を休止する場合

3 法第十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める営業所又は代理店は、無人の営業所又は代理店及び前項第二号に該当する営業所並びに外国に所在する営業所又は代理店とする。

(証券専門会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市

(証券会社等の株式の所有)

第十七条の二 法第十六条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む銀行

二 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関たる銀行(同項に規定する破綻金融機関の一切の権利義務を承継することとなるものを含み、前号に掲げるものを除く。)

2 銀行は、法第十六条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る証券会社又は前項各号に掲げる銀行に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 資本の額を記載した書類

二 取締役及び監査役の役職名及び氏名並びに従業員数を記載した書

場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第二条第二十二号）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する認定を受けている会社

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二に規定する指定支援機関による同法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行している会社

五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けている会社であつて、その資本の額が五億円以下であるもの

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等を銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式等が当該銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に

類

四 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類

3 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした銀行の資本の額が当該申請に係る証券会社又は第一項各号に掲げる銀行（以下この項において「証券子会社等」という。）の株式を取得し、又は所有するに足りる十分が額であること。

二 当該申請をした申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 当該申請をした銀行が当該証券子会社等の業務の健全かつ適切な運営を講ずることができること。

四 証券子会社等がその人的構成等に照らし、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該銀行又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第五号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等とその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十号及び第十六条の三第七項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社）法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第六章において同じ。）の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは

、この限りでない。

5 法第十六条の二第一項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次条第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第十六条の二第一項第十一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第十六条の二第一項第八号から第十号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である

証券専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四 法第十六条の二第二項第六号八に規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第二十三号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7 | 法第二条第九項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする銀行又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

（銀行が取得し、又は所有する株式に含めない株式）

第十七条の三 法第十六条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式は、次に掲げるものとする。

一 代物弁済の受領により取得し、又は所有する株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）

二 当該銀行（信託業務を営むものに限る。）が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として取得し、又は所有する株式（委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について委託者若しくは受益者が当該銀行に指図を行うことができる場合に限る。）

2 | 前項の規定は、法第十六条の三第三項、法第二十四条第五項及び第三十五条第六項において準用する法第十六条の二第二項に規定する総理府

- 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
(第十号に該当するものを除く。)
- 八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十一 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。)に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

令・大蔵省令で定める株式等について準用する。

- 3 第一項の規定は、令第四条の二第三項、令第十二条の二第三項、第十四条の二第二項及び第三十条の二第二項において準用する法第十六条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式又は株式等について準用する。

- 十五 他_レの事業者と当該他_レの事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十二条第一項ただし書の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業
- 十七 他_レの事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）
- 十八 他_レの事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十九 他_レの事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）
- 二十 他_レの事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務
- 二十一 他_レの事業者の主要な取引先との間で当該他_レの事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 二十二 他_レの事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務
- 二十三 自らを子会社とする保険会社（法第十六条の二第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務
- 二十四 自らを子会社とする銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社（以下この号において「親銀行等」という。）が資金

の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理（当該代理を行う会社を子会社とする銀行又は当該代理を行う会社を子会社とする銀行若しくは銀行持株会社の子会社である一の銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

三 法第十条第二項各号に規定する業務（同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、次号、第五号及

び第七号に掲げる業務その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める業務に該当するものを除く。）

四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）
第二条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる行為を行う営業を除く。）

九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

十 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二章第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品（以下この号において「リース物品」という。）を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利息、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債を取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約を締結すること。

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業（外国においてはこれと同種類のもの）

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第一項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

十五 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社又は子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第五十二条の七第一項に規定する子会社対象会社をいう。次項において同じ。）に該当する会社その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

- 二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務
- 二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第十九号及び前号に該当するものを除く。）
- 二十三 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号、第七号及び第八号に該当するものを除く。）
- 二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行
- 二十五 保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十二項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）
- 二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務
- 二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務
- 二十八 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務
- 二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務
- 三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

- 三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務
- 三十二 主として保険会社及び保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に必要な附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務
- 三十三 自動車修理業者等のおつせん又は紹介に関する業務
- 三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務
- 三十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務
- 三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
- 3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及びそれに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。
- 4 法第十六条の二第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務
 - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務
 - 三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 5 法第十六条の二第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 其他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

三 第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6 法第十六条の二第二項第五号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

7 法第十六条の二第二項第六号八に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

(法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第十七条の四 法第十六条の二第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
- 四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

2 法第十六条の二第五項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

第十七条の四から第十七条の七まで 削除

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（第二十一条の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。次項第二号において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象銀行等に関する次に掲げる書類

- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - ロ 業務の内容を記載した書類
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
 - ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類
 - 五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等（法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。第十七条の七において同じ。）を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
 - 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本の額が当該申請に係る子会社対象銀行等の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。
 - 二 申請銀行及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
 - 三 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

- 四 当該申請時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
 - 五 申請銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
 - 六 当該認可に係る子会社対象銀行等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
 - 3 前二項の規定は、法第十六条の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。
 - 4 第一項の規定は、法第十六条の二第六項の規定による認可について準用する。
 - 5 法第二条第九項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。
 - （法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）
- 第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- 一 銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
 - 二 銀行又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
 - 三 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
 - 四 銀行又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却
- 五 第十七条の二第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処

分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

六 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該銀行が法第三十条第二項又は第三項の認可を受けて他の銀行若しくは長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の営業又は事業の譲受けをした場合

二 当該銀行が法第三十条第二項又は第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

第四章 經理

(特定取引)

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 法第十七条の二第一項第二号に掲げる目的で行つ有価証券の売買(国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条、第十七条の十三及び第十七条の十四において「国債等」という。))、証券取引法第二条第

(特定取引)

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 法第十七条の二第一項第二号に掲げる目的で行つ有価証券の売買(国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条、第十七条の十三及び第十七条の十四において「国債等」という。))又は外国若しくは外国

一項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに有価証券先渡取引に限る。）、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二 （略）

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券（以下この号、第十七条の十三及び第十七条の十四において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十七条の十三及び第十七条の十四において同じ。）

四 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第八号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。第十七条の十一において同じ。）に限る。）の取得又は譲渡

五 金利先渡取引

六 為替先渡取引

七 先物外国為替取引

の法人の発行する証券若しくは証書で国債等の性質を有するものの売買に限る。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引（第九号に掲げるものを除く。）

二 （略）

三 金銭債権（第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第六号に掲げる証書をもつて表示されるもの又は円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもつて表示されるものをいう。第十七条の十一において同じ。）に限る。）の取得又は譲渡

四 銀行その他の金融機関、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項に規定する金融先物取引業者又は金融監督庁長官及び大蔵大臣が

- 八 直物為替先渡取引
- 九 店頭金融先物取引
- 十 商品デリバティブ取引
- 十一 クレジットデリバティブ取引
- 十二 スワップ取引
- 十三 オプション取引
- 十四 法第十条第二項第十六号の規定により営むことができる有価証券
店頭デリバティブ取引

定める者（以下次号において「銀行その他の金融機関等」という。）との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるところにより、あらかじめ将来の特定の日（以下この号及び次号において「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下次号において「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下この号及び次号において「指標利率」という。）の数值を取り決め、その取決めに係る数值と決済日における当該指標利率の現実の数值との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数值を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

五 銀行その他の金融機関等との間において、金融監督庁長官及び大蔵大臣が別に定めるところにより、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数值をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数值で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭、又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替ス

十五 法第十一条の規定により営むことができる業務に係る有価証券の
売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有

ワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として
定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について
決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物
外国為替取引で反対売買したときの差額に係る決済日から満期日まで
の利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日にお
ける現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替
先物取引」という。）

六 先物外国為替取引

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で
取り決めた為替相場に基づき金銭の支払いを相互に約する取引、当事
者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と
取り決めた利率に基づき金銭の支払いを相互に約する取引その他これ
に類似する取引（第十七条の十三及び第十七条の十四において「スワ
ップ取引」という。）

八 当事者の一方の意志表示により当事者間において前四号に掲げる取
引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、
当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他こ
れに類似する取引（金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物
取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。
第十七条の十三及び第十七条の十四において「非上場オプション取引
（と）いう。）

九 法第十一条の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売
買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場

価証券オプシオン取引及び外国市場証券先物取引

(特定取引勘定設置の認可の申請等)

第十七条の九 (略)

一〇七 (略)

八 内部取引(一)の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第五号から第十四号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。()を行う場合(内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。)の取扱いに関する事項を記載した書類

九 (略)

2 (略)

(勘定間振替の禁止)

第十七条の十 (略)

2 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十七条の八第一号から第四号まで及び第十五号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

第十七条の十一 (略)

一〇二 (略)

三 法第十条第二項第十四号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

証券先物取引

(特定取引勘定設置の認可の申請等)

第十七条の九 (略)

一〇七 (略)

八 内部取引(一)の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う前条第四号から第八号までに掲げる取引をいう。次項において同じ。()を行う場合(内部取引を解約する場合を含む。次項において同じ。)の取扱いに関する事項を記載した書類

九 (略)

2 (略)

(勘定間振替の禁止)

第十七条の十 (略)

2 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十七条の八第一号から第三号まで及び第九号に掲げる取引を含むものとする。

(特定取引勘定に経理する財産)

第十七条の十一 (略)

一〇二 (略)

(営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第十七条の十三 (略)

- 一 (略)
- 二 有価証券店頭デリバティブ取引
- 三 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引
- 四 国債等の引受け
- 五 資産対応証券の引受け
- 六 金融先物取引等
- 七 店頭金融先物取引
- 八 金利先渡取引
- 九 為替先渡取引
- 十 先物外国為替取引
- 十一 直物為替先渡取引
- 十二 商品デリバティブ取引
- 十三 クレジットデリバティブ取引
- 十四 スワップ取引
- (削る)
- 十五 オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第十七条の十四 (略)

(営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第十七条の十三 (略)

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 非上場オプション取引

(利益相当額又は損失相当額)

第十七条の十四 (略)

一・二（略）

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第八項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、直物為替先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（次号において「指標」という。）の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

六 選択権付債券売買、国債等の引受け、資産対応証券の引受け、有価証券店頭デリバティブ取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（業務報告書等）

一・二（略）

三 金融先物取引等 金融先物取引法第五条第五項に規定する金融先物取引所又は同条第七項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（次号において「指標」という。）の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 非上場オプション取引 当該取引の営業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、営業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

六 選択権付債券売買及び国債等の引受け 前五号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（業務報告書等）

第十八条 (略)

2 (略)

3| 法第十九条第二項の規定による中間業務報告書は、営業年度開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の銀行及びその子会社等（法第十四条の第二号に規定する子会社等をいう。以下この章から第六章までにおいて同じ。）の業務及び財産の状況について、中間営業概況書及び中間連結財務諸表に分けて、別紙様式第四号の三により作成し、当該期間経過後三月以内に金融監督庁長官等に提出しなければならない。

4| 法第十九条第二項の規定による業務報告書は、営業概況書及び連結財務諸表に分けて、別紙様式第四号の四により作成し、営業年度経過後三月以内に金融監督庁長官等に提出しなければならない。

5| 銀行は、やむを得ない理由により前各項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官（令第十七条の規定により当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6| 銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

7| 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第五項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする

第十八条 (略)

2 (略)

3| 銀行は、やむを得ない理由により前二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融監督庁長官（令第十七条の規定により当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4| 同上

5| 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十条第一項本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第五号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第五号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第六号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第六号の二))により作成しなければならぬ。

2 銀行は、法第二十条第一項ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならぬ。

3 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第二十条第一項ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

4 法第二十条第二項本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第六号の三により作成しなければならぬ。

5 第二項及び第三項の規定は、法第二十条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認について準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(貸借対照表等の公告)

第十九条 法第二十条本文の規定により銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第五号(特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第五号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第六号(特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第六号の二))により作成しなければならぬ。

2 銀行は、法第二十条ただし書の規定による公告の延期の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならぬ。

3 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第二十条ただし書の規定による公告の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(新設)

-
- 一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の組織
 - ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
 - (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
 - (2) 各株主の持株数
 - (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
 - ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名
 - 二 営業所の名称及び所在地
 - 三 銀行の主要な業務の内容
 - イ 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - ロ 直近の五営業年度における営業の概況
 - ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期利益又は当期損失
 - (4) 資本金及び発行済株式の総数
 - (5) 純資産額
 - (6) 総資産額
 - (7) 預金残高
 - (8) 貸出金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 単体自己資本比率（第二十一条の二第六項に規定する単体自己
-

資本比率をいう。)

(11) 配当性向

(12) 従業員数

八 直近の二営業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事

項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出

金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①、②及び③に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

八 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況

二 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

(3) 第十三条の三第五号に掲げる取引

ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ヘ 貸出金償却の額

ト 法第二十一条第一項後段の規定により公衆の縦覧に供する書類について株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

チ 銀行が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会

計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項

イ 外国銀行支店の代表者の氏名及び役職名

ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株式等の保有者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 株式等の各保有者が有する株式等の数又は額

(3) 発行済株式等の総数等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合

二 外国銀行支店の直近の営業年度における営業の概況

三 外国銀行支店の直近の二営業年度の貸借対照表及び損益計算書

3 外国銀行支店は、前項に規定する事項を記載した説明書類に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は当該外国銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立された会社（次項において「外国銀行持株会社」という。）の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国銀行支店（無人の営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、

外国銀行支店は、当該書類に加え、当該外国銀行支店に係る外国銀行又は外国銀行持株会社に係る営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国銀行支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 法第二十一条第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所
- 二 銀行の外国に所在する営業所

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行及びその子会社等（法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項

- (1) 名称
- (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
- (3) 資本金又は出資金
- (4) 事業の内容
- (5) 設立年月日
- (6) 銀行が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

- (7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合
- 二 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
- イ 直近の営業年度における営業の概況
- ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期純利益又は当期純損失
- (4) 純資産額
- (5) 総資産額
- (6) 連結自己資本比率（第二十一条の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。）
- 三 銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

八 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況

二 銀行及びその子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

第十九条の四 銀行は、法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（外国銀行支店にあつては、第十九条の二第三項及び第四項に規定する書類を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行の営業年度経過後四月以内（外国銀行支店にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融監督庁長官（金融監督庁長官の指定する銀行以外の銀行にあつては、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期すること

とができる。

3 銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第二十一条 削除

第五章 監督

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第二十一条の二 法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
海外営業拠点 を有する銀行	海外営業拠点 を有しない銀行	

(報告又は資料の提出を求めることができる子会社)

第二十一条 法第二十四条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、銀行がその発行済株式(議決権のあるもの)に限る。(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるもの)に限る。)又は持分を所有する会社とする。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

第二十一条の二 法第二十六条第二項の総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
海外営業拠点 を有する銀行	海外営業拠点 を有しない銀行	

非対 象区 分	第一 区分	第二 区分
国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 八パーセント 以上	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満
国内基準に係 る単体自己資 本比率 四パーセント 以上	国内基準に係 る単体自己資 本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	国内基準に係 る単体自己資 本比率 一パーセント 以上 二パーセント 未満
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的 と認められる計画の提出及 びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止 又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の

非対 象区 分	第一 区分	第二 区分
国際統一基準 に係る自己資 本比率 八パーセント 以上	国際統一基準 に係る自己資 本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満	国際統一基準 に係る自己資 本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満
国内基準に係 る自己資本比 率 四パーセント 以上	国内基準に係 る自己資本比 率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	国内基準に係 る自己資本比 率 一パーセント 以上 二パーセント 未満
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的 と認められる計画の提出及 びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止 又はその額の抑制 三 総資産の圧縮又は増加の

抑制

四 取引の通常の場合に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制

五 一部の営業所における業務の縮小

六 本店を除く一部の営業所の廃止

七 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止

抑制

四 取引の通常の場合に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制

五 一部の営業所における業務の縮小

六 本店を除く一部の営業所の廃止

七 子会社又は海外現地法人の業務の縮小

八 子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分

九 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止

第二 区分	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率	国内基準に係 る単体自己資 本比率	(略)	八 その他金融監督庁長官が 必要と認める措置
第二 区分	国際統一基準 に係る単体自 己資本比率 ○パーセント 未満	国内基準に係 る単体自己資 本比率 ○パーセント 未満	(略)	

2 法第二十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める銀行及び
その子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総
理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表の
とおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	
-----------------	--

第二 区分	国際統一基準 に係る自己資 本比率	国内基準に係 る自己資本比 率	(略)	十 その他金融監督庁長官が 必要と認める措置
第二 区分	国際統一基準 に係る自己資 本比率 ○パーセント 未満	国内基準に係 る自己資本比 率 ○パーセント 未満	(略)	

(新設)

区分 第二	区分 第一	非対 象区 分	
国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率 四パーセント 以上 八パーセント 未満	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率 八パーセント 以上	海外営業拠点 を有する銀行 及びその子会 社等
国内基準に係 る連結自己資 本比率	国内基準に係 る連結自己資 本比率 二パーセント 以上 四パーセント 未満	国内基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	海外営業拠点 を有しない銀 行及びその子 会社等
次の各号に掲げる自己資本の 充実に資する措置に係る命令 一 資本の増強に係る合理的	経営の健全性を確保するため の合理的と認められる改善計 画（原則として資本の増強に 係る措置を含むものとする。 ）の提出の求め及びその実行 の命令		命 令

	二パーセント以上	二パーセント以上	と認められる計画の提出及びその実行
	四パーセント未満	二パーセント未満	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
			三 総資産の圧縮又は増加の抑制
			四 取引の通常条件に照らし、不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制
			五 一部の営業所における業務の縮小
			六 本店を除く一部の営業所の廃止
			七 子会社等の業務の縮小
			八 子会社等の株式又は持分の処分
			九 法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保附社債信託法その他の

第二 区分	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率	国内基準に係 る連結自己資 本比率	法律により銀行が営む業務 の縮小又は新規の取扱いの 禁止 十 その他金融監督庁長官が 必要と認める措置
第二 の二	○パーセント 以上 二パーセント 未満	○パーセント 以上 一パーセント 未満	自己資本の充実、大幅な業務 の縮小、合併又は銀行業の廃 止等の措置のいずれかを選択 した上当該選択に係る措置を 実施することの命令
第三 区分	国際統一基準 に係る連結自 己資本比率 ○パーセント 未満	国内基準に係 る連結自己資 本比率 ○パーセント 未満	業務の全部又は一部の停止の 命令

3| 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十
六条の二第一項第五号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。
）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをい

2| 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六
条の三第一項第一号に掲げる会社（銀行が発行済株式（議決権のあるも
の）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株

う。

4 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行に係るものをいう。

5 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。

6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

第二十一条の三 銀行が、その自己資本比率（前条第六項に規定する単体自己資本比率又は同条第七項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る

式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る。（）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項の表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行に係るものをいう。

4 第一項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。

5 第一項の表中「自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項の表中「子会社」とは、法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。

7 第一項の表中「海外現地法人」とは、法第十六条の三第一項各号に掲げる会社（銀行が発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る。）をいう。

第二十一条の三 銀行が、その自己資本比率（前条第五項に規定する自己資本比率をいう。以下この条及び第三十五条において同じ。）が当該銀行が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当

る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一～四（略）

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれ

該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一～四（略）

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には

らの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分に掲げる命令とする。

第六章 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(合併の認可の申請)

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役

、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上の自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。

(合併の認可の申請)

第二十二条 銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行の定款、取締役

及び監査役の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び第二十一条の二第六項に規定する単体自己資本比率の見込みを記載した書類

十 (略)

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号及び次条第九号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書類

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率(第二十一条の二第七項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第七号において同じ。)の見込みを記載した書類

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等(法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。次条第十号において同じ。)を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第二項の規定による営業の譲渡若しくは

及び監査役の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支の見込みを記載した書類

十 (略)

(新設)

(新設)

十一 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(営業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第二項の規定による営業の譲渡若しくは

譲受け又は同条第三項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～五（略）

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

七 当該営業譲渡等を行った後における銀行が子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

八 当該営業の譲渡により当該銀行の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

九 当該営業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書類

十 当該営業の譲受けにより銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十一 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（合併後等の場合に催告を要しない債権者）

譲受け又は同条第三項の規定による事業の譲受け（以下この条において「営業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～五（略）

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条において準用する同法第十五条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

七 その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（合併後等の場合に催告を要しない債権者）

第二十四条 (略)

第七章 廃業及び解散

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 (略)

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金等その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

第八章 外国銀行支店

(外国銀行支店の営業の免許の申請)

第二十八条 (略)

(外国銀行支店の免許に係る特殊関係者)

第三十条 令第十一条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者(そのいずれの者も外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。)により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者とする。

第二十四条 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 (略)

(廃業等の公告等)

第二十六条 銀行は、法第三十八条の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金等の処理の方針を示すものとする。

(外国銀行支店の免許に係る特殊関係者)

第三十条 令第十一条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者(そのいずれの者も外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える株式等を保有しているものに限る。)により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者とする。

(削る)

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 法第四十九条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2 (略)

第九章 銀行持株会社

第一節 通則

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第三十条の二 令第十二条の二第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有する銀行により発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を所有される証券会社

二 当該外国銀行支店に係る外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有する銀行により発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を所有される信託業務を営む銀行

2 法第十六条の二第二項の規定は、前項各号に規定する者が所有し、又は所有される株式又は株式等について準用する。

(外国銀行支店の届出)

第三十三条 法第四十九条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える株式等を保有する者に変更があつた場合とする。

2 (略)

(会社が所有する株式等に含まない株式等)

第三十四条の二 法第五十二条の二第二項後段(法第五十二条の八第八項

、第三十四条の三第六項、第三十四条の八第八項、第三十四条の十一第五項、第三十四条の十三第三項、第三十四条の二十第三項、第三十四条の二十一第三項及び第三十五条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、の規定により、会社が所有する株式等（法第五十二条の二第二項前段に規定する株式等をいう。以下同じ。）に含まないものとされる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券会社が業務として所有する株式等とする。

2 | 法第五十二条の二第二項後段の規定により、信託財産である株式等で会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・大蔵省令で定める株式等は、証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第十七条の二の規定により当該会社が同法第二条第四項に規定する委託会社として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

3 | 前二項の規定は、法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項後段に規定する総理府令・大蔵省令で定める株式について準用する。

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の二 | 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等）

第三十四条の三 | 銀行を子会社（法第五十二条の二第二項に規定する子会社）（同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。第三十五条第一項を除き、以下同じ。）とする持株会社（法第五十二条の二第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）になろうとする会社は、法第五十二条の三第一項の規定による認可を受けようとする

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - イ二 (略)
- ホ 当該認可に係る法第五十二条の二第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録
- へ々又 (略)
- 三 当該会社の子会社等(法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等又は法第五十二条の九に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類
 - イ八 (略)
 - 四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率(法第五十二条の九に規定する基準(第三十四条の十八において「連結自己資本比率基準」という。)に係る算式により得られる比率をいう。以下この章及び第三十五条第二項第十四号において同じ。)(の見込みを記載した書類
 - 五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社(法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章において同じ。)(の株式等を合算してその基準株式数等(同項に規定する基準株式数等をいう。以下この章において同じ。)(を超えて所有することとなる場合には、当該国内の

きは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を經由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - イ二 (略)
- ホ 当該認可に係る法第五十二条の三第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録
- へ々又 (略)
- 三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類
 - イ八 (略)
 - 四 当該認可後三営業年度における当該会社及びその子会社の収支及び連結自己資本比率(法第五十二条の九に規定する基準(第三十四条の十八において「連結自己資本比率基準」という。)に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。)(の見込みを記載した書類
 - 五 当該会社が銀行を子会社とする持株会社になることにより、当該会社又はその子会社が国内の会社(法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)(の株式等を合算してその基準株式数等(会社の発行済株式の総数等(法第五十二条の二第二項に規定する発行済株式の総数等をいう。)(に百分の十五を乗じて得た株式等の数

会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該設立会社の子会社等に関する次に掲げる書類

イ～二 (略)

四 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

五 (略)

六 その他法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「申請者等」という。)及びその子会社等の収支が当該認可後又は設立後三営業年度において良好に推移することが見込まれること。

又は額をいう。以下同じ。)を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他法第五十二条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ～二 (略)

四 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

五 (略)

六 その他法第五十二条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の四に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「申請者等」という。)及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後三営業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の連結自己資本比率が当該認可又は設立後三営業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 (略)

4 法第五十二条の二第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

5 (略)

6 法第九条第九項の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する株式等について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の三 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の四 法第五十二条の二第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社（法第五十二条の二第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第五十二条の二第二項

二 申請者等及びその子会社に係る連結自己資本比率が当該認可又は設立後三営業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 (略)

4 法第五十二条の三第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～三 (略)

5 (略)

6 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第一項第五号及び第二項第五号に規定する株式等について準用する。

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の予備審査)

第三十四条の四 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社又は銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第五十二条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第一項又は第二項に定めるところに準じた書類を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る届出事項等)

第三十四条の五 法第五十二条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

2 特定持株会社（法第五十二条の三第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第五十二条の三第二項

の規定による届出（特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社（法第五十二条の二十に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第十六条の五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

3・4（略）

5 特定持株会社は、法第五十二条の二第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

（特定持株会社に係る認可の申請）

第三十四条の五 特定持株会社は、法第五十二条の二第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の六 銀行持株会社の常務に従事する取締役（外国所在銀行持

の規定による届出（特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社（法第五十二条の二十に規定する銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第十六条の五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

3・4（略）

5 特定持株会社は、法第五十二条の三第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

（特定持株会社に係る認可の申請）

第三十四条の六 特定持株会社は、法第五十二条の三第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の四に規定する審査について準用する。

（銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請）

第三十四条の七 銀行持株会社の常務に従事する取締役（外国所在銀行持

株式会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者（は、法第五十二条の四第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融監督庁長官等に提出しなければならない。）

一～五（略）

2（略）

第二節 業務及び子会社等

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第三十四条の七 第十四条の四の規定は、法第五十二条の六第一項本文に規定する当該銀行持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者について準用する。

2 第十四条の二の規定は、銀行持株会社又はその子会社等（法第五十二条の六第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項について準用する。この場合において、「当該銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社」と読み替えるものとする。

株式会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該外国所在銀行持株会社の常務に従事する取締役又はこれに類する職にある者（は、法第五十二条の五第一項の規定により、他の会社の常務に従事することについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該銀行持株会社を経由して金融監督庁長官等に提出しなければならない。）

一～五（略）

2（略）

（新設）

- 3 銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、当該銀行持株会社又はその子会社等それぞれについて、前項において準用する第十四条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額の合計額（当該銀行持株会社が当該同一人に対してする第十四条第三項に規定する出資の額を除く。）から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。
- 4 前項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等とする資金の貸付けの額のうち当該銀行持株会社又は他の子会社等が保証している額その他金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める額をいう。
- 5 法第五十二条の六第一項本文に規定する自己資本の純合計額は、法第五十二条の九に規定する基準に従い算出される自己資本の額について金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。
- 6 銀行持株会社は、法第五十二条の六第一項ただし書の規定による当該銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとの承認を受けようとするときは、承認申請書に第十四条の三第三項各号に掲げる書類を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。
- 7 銀行持株会社は、何らの名義によつてするかを問わず、法第五十二条の六第一項本文の規定による禁止を免れる取引又は行為をしてはならない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の八 法第五十二条の七第一項第七号イに規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 他の事業者のための不動産(原則として、自らを子会社とする銀行持株会社又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。)(の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務)
- 二 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 六 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務(第十号に該当するものを除く。)
- 八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理そ

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の八 法第五十二条の七第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 主として銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行若しくは外国為替銀行法に規定する外国為替銀行(次号、第三十四条の十四及び第三十四条の十八において「銀行等」という。)(又は銀行業を営む外国の会社のために営むものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める要件を満たすもの)
- 二 銀行等又は銀行業を営む外国の会社の業務の代理(当該代理を行う会社を子会社とする持株会社の子会社である一の銀行等又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。)
- 三 主として証券会社又は証券業(証券取引法第二条第八項に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。)(を営む外国の会社のために営むものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務であつて、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める要件を満たすもの(第一号に掲げる業務を除く。)
- 四 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)(で業として行うもの)
- 五 法第十条第二項各号に規定する業務(同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、次号から第八号に掲げる業務、第二十二号に掲げる業務その他金融監督庁長官及び大

その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務

蔵大臣の定める業務に該当するものを除く。）

六 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券業

七 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業（同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。）

八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する特定債権等譲受業（同項第二号に掲げる行為を行う営業を除く。）

十 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

十一 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務（金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるも

(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする銀行持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社(以下この号において「兄弟銀行等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を

実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という。)が当該兄弟銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟銀行等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつてゐる不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に

関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務(当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。)

のを除く。)

十二 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品(以下この号において「リース物品」という。)を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十三 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を払込みにより取得すること。

ロ 当該会社の発行する社債を払込みにより取得すること。

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定する組合契約を締結すること。

- 十四 証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託の委託業務
- 十五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務
- 十六 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務
- 十七 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
- 十八 主として銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社又は子会社対象会社（法第五十二条の七第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十四条の二十第一項第十三号、第三十四条の二十一第一項第十号及び第三十五条第二項第八号において同じ。）の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
- 十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務
- 二十 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝、調査を行う業務その他当該株式会社に對する投資者の評価を高めることに資する業務
- 二十一 民法第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第七号から第九号に該当するものを除く。）
- 二十二 その他第四号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金

2 法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、第十七条の二第二項に規定する株式会社とする。

融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務

二十三 第二号又は第四号から第二十一号までに掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む場合に限る。）

2 前項第二号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及びそれに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合限り、子会社対象会社とする。

3 第一項第三号及び第十九号から第二十一号までに掲げる業務並びに同項第二十二号に掲げる業務（金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるものに限る。）を営む会社は、銀行持株会社又は証券会社又は証券業を営む外国の会社を子会社としている場合に限り、当該銀行持株会社に係る子会社対象会社とする。

4 法第五十二条の七第一項第七号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているものの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合

計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法第二条第二十二号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する認定を受けている会社

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第十四条の二に規定する指定支援機関による同法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式又は社債を発行している会社

五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けている会社であつて、その資本の額が五億円以下であるもの

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により取得されたとき（当該株式会社の株式が当該銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該銀行持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第七号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式等を銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第三十四条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず取得されたとき（当該株式会社の株式等が当該銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第三十条の九第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式等が当該銀行持株会社又はその子会社により第三十四条の九第一項第一号又は

第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の第十二号において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第八号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数等（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数等を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十二条の七第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定め

当する。

6 前二項の規定にかかわらず、第一項第十三号に掲げる業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の十二において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の七第一項第七号及び法第五十二条の八第七項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社の株式についてはその発行済株式の総数に百分の十五を乗じて得た株式の数、外国の会社の株式についてはその発行済株式の総数に百分の五十を乗じて得た株式の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式を処分したときは、この限りでない。

7 法第五十二条の七第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第一項第十三号に掲げる業務を専ら営む会社とする。

8 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第六項に規定する株式について準用する。

るものは、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十二の七第一項第九号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社又は法第五十二条の七第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 法第五十二条の七第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち第十七条の三第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二

十四号から第三十四号までを除く。) に掲げる業務を営むもの

四 法第十六条の二第二項第六号八に規定する当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち第十七条の三第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第二十三号までを除く。) に掲げる業務を営むもの

7 法第二条第九項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

(法第五十二条の七第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条の九 法第五十二条の七第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

2 法第五十二条の七第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十 法第五十二条の七第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

(法第五十二条の七第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第三十四条の九 法第五十二条の七第二項及び第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 銀行持株会社の子会社である証券会社がその業務としてする株式等の取得
四 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
五 銀行持株会社又はその子会社が株式等を所有する会社の利益をもつてする自己の株式の消却

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十 法第五十二条の七第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第三十四条の八第一項第一号、第二号若しくは第四号

- 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める業務
- 三 第十七条の三第二項第三十六号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十一 銀行持株会社は、法第五十二条の七第三項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の九に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の十八及び第三十四条の十九において同じ。)に関する次に掲げる書類

- イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四六 (略)

から第十八号までに掲げる業務又は同項第二十二号に掲げる業務(金融監督庁長官及び大蔵大臣が定めるものを除く。)を専ら営む会社とする。

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十一 銀行持株会社は、法第五十二条の七第三項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

- イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四六 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三・四（略）

3・4（略）

5 法第九条第九項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十二 法第五十二条の八第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三（略）

四（略）

五 第三十四条の八第四項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由に

2 金融監督庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象銀行等を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三・四（略）

3・4（略）

5 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第五十二条の八第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の十二 法第五十二条の八第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

三 証券会社が業務として株式等を取得し、又は所有する場合のその業務の実施

四（略）

五（略）

六 第三十四条の八第六項の規定による新規事業分野開拓会社の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由に

より当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分
することができないこと。

六 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第三十四条の十三 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当
該申請をした銀行持株会社又はその子会社が基準株式数等を超えて株式
等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどう
かを審査するものとする。

3 法第一条第九項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準
用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第三十四条の十四 法第五十二条の八第四項第四号に規定する総理府令・
大蔵省令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の七第三項
の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会
社とした場合とする。

2 法第五十二条の八第四項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定め
る場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の十九第二項の認可を受け
て営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又
は保険会社を子会社とした場合とする。

より当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分
することができないこと。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することの承認の申請)

第三十四条の十三 (略)

2 金融監督庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当
該申請をした銀行持株会社又はその子会社が法第五十二条の八第一項に
規定する基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得
ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第一項第三号に規定する株式
等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第三十四条の十四 法第五十二条の八第四項第四号に規定する総理府令・
大蔵省令で定める場合は、当該銀行持株会社が銀行等又は証券会社を子
会社とした場合とする。

2 法第五十二条の八第四項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定め
る場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の十九第二項の認可を受け
て営業の譲受けをしたことにより銀行等又は証券会社を子会社とした場
合とする。

(銀行持株会社の子会社等)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の九に規定する総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

一 当該銀行持株会社の子法人等(令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。)

二 当該銀行持株会社の関連法人等(令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。)

第三節 経理

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の十六 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の十六の二 法第五十二条の十三第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の九に規定する子会社等(法第五十二条の十三第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))をいう。以下この項において同じ。))の経営管理に係る体制を含む。)

ロ 資本金及び発行済株式の総数

ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第三十四条の十六 (略)

(新設)

-
- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
- (2) 各株主の持株数
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
- 二 取締役及び監査役の氏名及び役職名
- 二 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
- イ 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
- ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
- (1) 名称
- (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
- (3) 資本金又は出資金
- (4) 事業の内容
- (5) 設立年月日
- (6) 銀行持株会社が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合
- (7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合
- 三 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
- イ 直近の営業年度における営業の概況
- ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
- (1) 経常収益
-

- (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純利益又は当期純損失
 - (4) 純資産額
 - (5) 総資産額
 - (6) 連結自己資本比率
- 四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
 - ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻^{たん}先債権に該当する貸出金
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金
 - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - ハ 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況
 - ニ 銀行持株会社及びその子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
- ホ 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在銀行持株会社に関する営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第五十二条の十三第一項前段に規定する総理府令・大蔵省令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

- 一 銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所
- 二 銀行持株会社の子会社である銀行の外国に所在する営業所

第三十四条の十六の三 銀行持株会社は、法第五十二条の十二及び第五十

二条の十三第一項の規定により作成した書類（外国所在銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（外国所在銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧

書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 銀行持株会社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融監督庁長官（金融監督庁長官の指定する銀行持株会社以外の銀行持株会社にあつては、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 銀行持株会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。

4 金融監督庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社が第一項の規定による縦覧の開始の延期をすることについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第四節 監督

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三十四条の十八 法第五十二条の十七第二項の総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

（銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三十四条の十八 法第五十二条の十七第二項の総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ総理府令・大蔵省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		非対 象区 分	第一 区分
海外営業拠点 を有する銀行 等を子会社と する銀行持株 会社及びその 子会社等	第一基準に係 る連結自己資 本比率 八パーセント 以上	第一基準に係 る連結自己資 本比率 八パーセント 以上	第一基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上
海外営業拠点 を有する銀行 等を子会社と していない銀 行持株会社及 びその子会社 等	第二基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	第二基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	第二基準に係 る連結自己資 本比率 二パーセント 以上
命 令		銀行持株会社及びその子会社 等の経営の健全性を確保する ための合理的と認められる改 善計画（原則として資本の増 強に係る措置を含むものとし る。）の提出の求め及びその	

自己資本の充実の状況に係る区分		非対 象区 分	第一 区分
海外営業拠点 を有する銀行 等を子会社と する銀行持株 会社及びその 子会社	第一基準に係 る連結自己資 本比率 八パーセント 以上	第一基準に係 る連結自己資 本比率 八パーセント 以上	第一基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上
海外営業拠点 を有する銀行 等を子会社と していない銀 行持株会社及 びその子会社	第二基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	第二基準に係 る連結自己資 本比率 四パーセント 以上	第二基準に係 る連結自己資 本比率 二パーセント 以上
命 令		銀行持株会社及びその子会社 の経営の健全性を確保するた めの合理的と認められる改善 計画（原則として資本の増強 に係る措置を含むものとする 。）の提出の求め及びその実	

第二 区分	第一基準に係 る連結自己資 本比率	未 満
第二 区分	第二基準に係 る連結自己資 本比率	未 満
第二 区分	銀行持株会社及びその子会社 等の自己資本の充実、合併又 は子会社等（銀行等）に限る。 （の株式の処分等の措置のい ずれかを選択した上当該選択	実行の命令

第二 区分	第一基準に係 る連結自己資 本比率	未 満
第二 区分	第二基準に係 る連結自己資 本比率	未 満
第二 区分	銀行持株会社及びその子会社 の自己資本の充実、合併又は 子会社（銀行等）に限る。（の 株式の処分等の措置のい ずれかを選択した上当該選択に係	行の命令

	二パーセント 未滿	一パーセント 未滿	に係る措置を実施することの 命令
第三 区分	第一基準に係 る連結自己資 本比率 〇パーセント 未滿	第二基準に係 る連結自己資 本比率 〇パーセント 未滿	子会社等（銀行等に限る。） の株式の処分

2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六
条の二第一項第五号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。
）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをい
う。

3 第一項の表中「第一基準」とは、連結自己資本比率基準のうち海外営
業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を
有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るもの
をいう。

4 第一項の表中「第二基準」とは、連結自己資本比率基準のうち海外営
業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会
社等に係るものをいう。

5 この条において「銀行等」とは、銀行又は長期信用銀行をいう。

	二パーセント 未滿	一パーセント 未滿	る措置を実施することの命令
第三 区分	第一基準に係 る連結自己資 本比率 〇パーセント 未滿	第二基準に係 る連結自己資 本比率 〇パーセント 未滿	子会社（銀行等に限る。）の 株式の処分

2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六
条の三第一項第一号に掲げる会社（銀行等が発行済株式（議決権のある
ものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の
株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を所有しているものに限る
。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものを
いう。

3 第一項の表中「第一基準」とは、連結自己資本比率基準のうち海外営
業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を
有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係るものを
いう。

4 第一項の表中「第二基準」とは、連結自己資本比率基準のうち海外営
業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会
社に係るものをいう。

（新設）

第三十四条の十九 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一（四）（略）

第三十四条の十九 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融監督庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率以上で当該措置の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一（四）（略）

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

一・二 (略)

第五節 合併又は営業等の譲渡若しくは譲受け

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十 (略)

一～四 (略)

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六～八 (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに合併後における銀行持株会社

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

一・二 (略)

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十 (略)

一～四 (略)

五 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六～八 (略)

九 合併後存続する銀行持株会社の定款、取締役及び監査役の履歴書並びに事務所の位置を記載した書類並びに合併後における銀行持株会社

及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十～十二（略）

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社（法第五十二条の七第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号及び次条第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十一第一項第四号に掲げる書類

十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第十四号に規定する株式等について準用する。

（銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請）

第三十四条の二十一（略）

一～三（略）

及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十～十二（略）

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十一第一項第四号に掲げる書類

十四 合併後存続する銀行持株会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 その他法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の四に規定する審査について準用する。

3 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第一項第十四号に規定する株式等について準用する。

（銀行持株会社に係る営業譲渡等の認可の申請）

第三十四条の二十一（略）

一～三（略）

四 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該営業譲渡等を行つた後における銀行持株会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

七十一 (略)

十二 その他法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の三第一項に規定する審査について準用する。

3 法第二条第九項の規定は、第一項第十一号に規定する株式等について準用する。

第十章 雑則

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

四 当該銀行持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条において準用する同法第十五条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該営業譲渡等を行つた後における銀行持株会社及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

七十一 (略)

十二 その他法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の四に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第三十四条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第五十二条の十九第三項において準用する法第五十二条の四に規定する審査について準用する。

3 法第五十二条の二第二項後段の規定は、第一項第十一号に規定する株式等について準用する。

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 銀行の営業所(代理店の営業所を含む。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

八 第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。)(を子会社としようとする場合)

九 その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合(法第五十三条第一項第三号の場合を除く。)

一〇六 (略)

七 金利先渡取引を業務として開始しようとする場合
八 為替先渡取引を業務として開始しようとする場合

九 銀行の営業所(代理店を含む。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

十 一の会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等取得し、又は所有しようとする場合)(法第十六条の二第一項又は法第十六条の三第一項の規定による金融監督庁長官の認可を受けてこれらの規定に規定する行為をしようとする場合を除く。)

十一 銀行に係る子会社(第二十一条の二第六項に規定する子会社をいう。次号において同じ。)(の株式等取得し、又は所有しようとする場合)

十二 銀行に係る子会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合

(新設)

(新設)

十 銀行又はその子会社が、第十七条の六各号に掲げる事由により、国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十一 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた場合

十二 銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合

十三 第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十四 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十五 銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者がその業務内容を変更することとなつた場合

十六～二十七 （略）

二十八 銀行又はその子会社（第六項において「銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十三～二十四 （略）

二十五 銀行又はその第二十一条の二第六項に規定する子会社（第六項において「銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合

二十九 銀行が法第二十条第一項又は第二項の規定により作成した書類及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

三十 銀行が商法第二百八十一条第一項の規定により作成する営業報告書及び附属明細書を定時総会に提出した場合

2 法第五十三条第三項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第三十四条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合

六 (略)

七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の十二各号に掲げる事由により、国内の会社（法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社をいう。第九号において同じ。）の株式等を合算してその基準株式数等（同項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は所有しようとする場合

八・九 (略)

十 第三十四条の七第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の十四の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

(新設)

(新設)

2 法第五十三条第三項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第三十四条の九各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第三項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合

六 (略)

七 銀行持株会社又はその子会社が、第三十四条の十二各号に掲げる事由により、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする場合

八・九 (略)

(新設)

十一 特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

十三（略）

十四 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生する危険に相当する額を算出するため、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるところにより銀行持株会社の定める算出の方法を用いようとする場合

十五（略）

十六 銀行持株会社が法第五十二条の十二及び法第五十二条の十三第一項の規定により作成した書類について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合

十七（略）

3 銀行又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第二十三号に掲げる場合 第十七条の九第一項各号に掲げる書類

（新設）

十一 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）がその業務の内容を変更することとなつた場合

十二（略）

十三 連結自己資本比率を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融監督庁長官及び大蔵大臣の定めるところにより銀行持株会社の定める算出の方法を用いようとする場合

十四（略）

（新設）

十五（略）

3 銀行又は銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、法第五十三条第一項又は第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二十号に掲げる場合にあつては第十七条の九第一項各号に掲げる書類として、前項第十四号に掲げる場合にあつては同号に規定する営業報告書及び附属明細書とする。）を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

二 第一項第二十九号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第三十号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

四 前項第十六号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第五十二条第一項第五号又は第三項第七号に該当するときの届出
二 (略)

5 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、第一項第二十三号に該当するときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、法第五十三条第一項の規定を適用する。

6 第一項第二十八号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役若しくは監査役又は従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 五 (略)

7 第一項第二十八号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行が知った日から三十日以内に行わなければならない。

8 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十六条の第二項第十号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第二項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の七第一項第八

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第五十三条第一項第三号又は第三項第七号に該当するときの届出
二 (略)

5 外国銀行が複数の法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けている場合において、第一項第二十号に該当するときは、当該免許に係るすべての外国銀行支店を一の外国銀行支店とみなして、法第五十三条第一項の規定を適用する。

6 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、銀行等の取締役若しくは監査役又は従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 五 (略)

7 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行が知った日から三十日以内に行わなければならない。

8 第二項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の七第一項第七号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

9 法第二条第九項の規定は、第一項第十号から第十二号まで及び第十五号に規定する株式等並びに第二項第七号から第九号まで、第十二号及び第十三号に規定する株式等について準用する。

(認可の効力に係る承認の申請)

第三十六条 銀行又は銀行持株会社(法第五十二条の二第一項の認可を受けた者を含む。)は、法第五十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(大蔵大臣への通知)

第三十六条の二 法第五十七条の三に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第三十五条第一項第十六号から第二十号までに掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に係る特例)

第三十八条 (略)

2 銀行を子会社とする外国の持株会社(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定

9 法第十六条の二第二項の規定は、第一項第十号及び第十一号に規定する株式等について、法第五十二条の二第二項後段の規定は第二項第七号から第十一号までに規定する株式等について、それぞれ準用する。

(認可の効力に係る承認の申請)

第三十六条 銀行又は銀行持株会社(法第五十二条の三第一項の認可を受けた者を含む。)は、法第五十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(大蔵大臣への通知)

第三十六条の二 法第五十七条の三に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、第三十五条第一項第十三号から第十七号までに掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に係る特例)

第三十八条 (略)

2 銀行を子会社とする外国の持株会社(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定

するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも内閣総理大臣及び金融監督庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、内閣総理大臣及び金融監督庁長官等に提出することを要しない。

3
(略)

するこれに準ずる書類（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれも内閣総理大臣及び金融監督庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、内閣総理大臣及び金融監督庁長官等に提出することを要しない。

3
(略)

別表（第十九条の二第一項第三号八関係）

項 目	記 載 す る 事 項
<p>主要な業務の状況を示す指標</p>	<p>一 業務粗利益及び業務粗利益率 二 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 三 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 五 総資産経常利益率及び資本経常利益率 六 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率</p>
<p>預金に関する指標</p>	<p>一 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 二 固定自由金利定期預金、変動自由金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高</p>
<p>貸出金等に関する指標</p>	<p>一 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 二 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 三 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額 四 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 五 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 六 中小企業等（資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金三千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業、飲食店及びサービス業にあつては資本金千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する貸出金（外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。）残高及び貸出金の総額に占める割合 七 特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の五パーセント以上を占める国別の残高 八 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値</p>
<p>有価証券に関する指標</p>	<p>一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。） 二 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 三 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高 四 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値</p>

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>3 銀行は、法附則第五条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。</p> <p>4 金融監督庁長官は、法附則第五条第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかを審査するものとする。</p> <p>一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の自己資本の充実の状況が適当であること。</p> <p>二 申請銀行の業務の運営状況、法令の遵守状況から見て管理体制及び営業姿勢に特段の問題がないこと。</p> <p>三 申請銀行がその人的構成に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。</p> <p>5 法施行の際現に法第五十二条第一項の施設を設置している外国銀行は、法附則第二十三条に規定する届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書類</p>	<p>附則</p> <p>3 銀行は、法附則第五条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書類を添付して金融監督庁長官に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>4 法施行の際現に法第五十二条第一項の施設を設置している外国銀行は、法附則第二十三条に規定する届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 支店その他の営業所及び駐在員事務所の数を記載した書類</p>

二 資本の額又は出資の総額を記載した書類

三 代表権を有する役員の様職名及び氏名を記載した書類

二 資本の額又は出資の総額を記載した書類

三 代表権を有する役員の様職名及び氏名を記載した書類